

**これからの特別支援教育を支える学校施設の在り方について**  
**～子供たちが共に学ぶ場、多様な学びの場にふさわしい環境づくりを目指して～**

令和 4 年 X 月  
学校施設の在り方に関する調査研究協力者会議



## はじめに

少子化により学齢期の児童生徒の数が減少する中、特別支援教育に関する理解や認識の高まり、障害のある子供の就学先決定の仕組みに関する制度の改正等により、通常の学級に在籍しながら通級による指導を受ける児童生徒が大きく増加するとともに、特別支援学級や特別支援学校に在籍する児童生徒の数も増加している。また、関連制度の改正や各学校・設置者の努力・創意工夫により、特別な支援を必要とする子供の学びの場が充実するとともに、通級による指導や交流及び共同学習の充実等により、それぞれの学びの場が柔軟で連続性を持ったものになりつつある。

また、先般の特別支援学校学習指導要領の改訂においては、初等中等教育全体の改善・充実の方向性や障害のある児童生徒の学びの連続性を重視し、知的障害者である児童生徒のための各教科等の目標や内容について、育成を目指す資質・能力の3つの柱に基づき整理されたところである。

こうした特別支援教育を巡る状況の変化も踏まえ、インクルーシブ教育システムの理念を構築し、特別支援教育を進展させていくために、引き続き、障害のある子供と障害のない子供が可能な限り共に教育を受けられる学びの場の整備、障害のある子供の自立と社会参加を見据え、一人一人の教育的ニーズに最も的確に応える指導を提供できるよう、通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校といった、連続性のある多様な学びの場の一層の充実・整備を着実に進めていく必要がある。

また、令和3年に制定された特別支援学校設置基準の制定を踏まえた教室不足の解消、ICTの活用、個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実、医療的ケアへの対応、施設のバリアフリー化、福祉避難所としての役割も含めた防災機能の向上等の個別の課題についても対応していく必要がある。

本調査研究は、上記の視点から諸課題への対応も含め、これからの特別支援教育を支える学校施設の在り方について幅広く議論が進められた。本報告では、今後の特別支援教育を支える学校施設の整備において更に充実を図るべき視点を示すとともに、それを踏まえた各学校施設整備指針の改訂案を示している。併せて、具体的な事例も掲載している。

新たな施設整備はもとより、既存施設の改修も含め、学校施設を計画することは、その地域の子供たちの安心・安全で豊かな成長の場を整えることであり、子供たち一人一人の未来を考えることにほかならない。

本報告書や特別支援教育を支える各学校施設整備指針が広く活用され、関係者の創意工夫の下、特色・魅力ある教育と生徒の多様な学びを支える環境が全国で形成されることを期待している。

令和4年X月

学校施設の在り方に関する調査研究協力者会議 主査

同会議 特別支援教育の在り方を踏まえた学校施設部会 部会長 上野 淳

## 目次

### はじめに

## 第1章 新しい時代の特別支援教育等の動向

### 1. 新しい時代の特別支援教育

- 1-1 特別支援教育に関する基本的な考え方や状況の変化
  - (1) 我が国の特別支援教育に関する考え方
  - (2) 特別支援教育を巡る状況の変化
- 1-2 これからの特別支援教育の方向性

### 2. 公共施設としての学校施設を取り巻く現況

- 2-1 学校施設のバリアフリー化の推進
- 2-2 激甚化・頻発化する災害への対応（福祉避難所等としての役割）
- 2-3 防災・減災、国土強靱化の推進
- 2-4 インフラ長寿命化基本計画等を踏まえた老朽化した施設への対応
- 2-5 持続可能な開発目標と脱炭素社会の実現に向けた対応

## 第2章 特別支援教育を巡る状況等を踏まえた施設の在り方

### 1. 障害のある子供と障害のない子供が共に学ぶ場、多様な学びの場の整備

- 1-1 **障害のある子供と障害のない子供が共に学ぶ場の整備**
- 1-2 特別支援学級、通級による指導への対応
- 1-3 施設の併置・併設等の多様な設置形態への対応

### 2. 一人一人の教育的ニーズに応じた教育を支えるための施設の充実

- 2-1 障害種別の対応
- 2-2 特別支援教育における ICT の活用と個別最適な学び・協働的な学びへの対応
- 2-3 医療的ケアへの対応
- 2-4 自立と社会参加への対応
- 2-5 関係機関の連携強化による切れ目ない支援への対応
- 2-6 **特別支援教育を担う教職員のための施設面での対応**

### 3. 地域のコミュニティの拠点としての機能の充実

- 3-1 災害時における福祉避難所等としての役割を踏まえた対応
- 3-2 生涯学習、保護者・地域住民等との関わり

### 4. 社会的要請を踏まえた安全・安心・快適な空間づくり

- 4-1 バリアフリー・ユニバーサルデザイン
- 4-2 特別支援学校の教室不足への対応

### **5. その他、他の学校種と共通して充実に図るべき事項**

### **第3章 学校施設整備指針の改訂等**

- 1. 特別支援教育に係る学校施設整備指針の沿革**
- 2. 学校施設整備指針改訂案の主なポイント**
- 3. 特別支援教育を支える学校施設整備を推進していくための方策**

#### **参考資料**

- ・ 報告書概要
- ・ 関連データ
- ・ 視察報告
- ・ 学校施設の在り方に関する調査研究協力者会議設置要綱
- ・ 学校施設の在り方に関する調査研究協力者会議特別支援教育の在り方を踏まえた学校施設部会の設置について
- ・ 検討経緯

## 第1章 新しい時代の特別支援教育等の動向

### 1. 新しい時代の特別支援教育<sup>1</sup>

#### 1-1 特別支援教育に関する基本的な考え方や状況の変化

##### (1) 我が国の特別支援教育に関する基本的な考え方

特別支援教育は、障害のある子供の自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点に立ち、子供一人一人の教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するため、適切な指導及び必要な支援を行うものである。また、特別支援教育は、障害のある子供が在籍する全て学校において実施されるものである。

特別支援教育については、共生社会の形成に向けて、障害者の権利に関する条約に基づくインクルーシブ教育システムの理念を構築することを旨として行われることが重要であり、また、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律や、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（以下「バリアフリー法」という。）も踏まえ、全ての子供たちが適切な教育を受けられる環境を整備することが重要である。

##### (2) 特別支援教育を巡る状況の変化

少子化により学齢期の児童生徒の数が減少する中、特別支援教育に関する理解や認識の高まり等により、通常の学級に在籍しながら通級による指導を受ける児童生徒が大きく増加しているとともに、特別支援学級や特別支援学校に在籍する児童生徒の数も増加している。

特別支援学校は、学校教育法第74条に基づき小学校等の要請に応じて必要な助言や援助を行うよう努めることとされている（特別支援学校のセンター的機能）。昨今の特別支援学級に在籍する児童生徒数や通級による指導を受けている児童生徒数の増加等により、こうしたセンター的機能が果たす役割の重要性が増している。

また、先般の特別支援学校学習指導要領の改訂においては、初等中等教育全体の改善・充実の方向性が重視されており、学びの連続性を重視した対応、一人一人に応じた指導の充実及び自立と社会参加に向けた教育の充実といった改善が図られた。

さらに、関連制度の改正や各学校・設置者の努力・創意工夫により、特別支援教育支援員や医療的ケア看護職員といった外部人材の配置が促進されているとともに、障害のある子供の学びの場の決定にあたって本人・保護者の意向が最大限尊重されるようになるなど、従前に比べ、障害のある子供の学びの場が充実している。

加えて、これまで特別支援学校には、小学校等の他の学校種と異なり、設置基準として独立の省令は設けられていなかったが、在籍者数の増加により慢性的な教室不足が発生している特別支援学校の教育環境の改善のため、令和3年9月に特別支援学校設置基

<sup>1</sup> 「新しい時代の特別支援教育の在り方に関する有識者会議 報告」（令和3年1月）より一部引用。

準（以下「設置基準」という。）が公布された。設置基準は、特別支援学校を設置するために必要な最低限の基準であるとともに、地域の実態に応じた適切な対応が可能となるよう、弾力的かつ大綱的な規定とすることを基本方針としており、施設及び設備に係る規定は令和５年４月１日から施行されることとなっている。

なお、文部科学省においては、これまで、小学校、中学校、高等学校の各学校施設整備指針において、通級による指導や通常の学級における障害のある児童生徒のための施設整備について所要の改訂を行い、各学校設置者に周知している。

また、一連の新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、学校の臨時休業が行われる等、子供たちの学びの保障が大きな課題となった。小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校（前期課程）（以下「小中学校等」という。）や特別支援学校等では、保護者が仕事を休むことが困難な場合や放課後等デイサービスで受入が困難な場合等に、感染防止に留意して子供たちに居場所を提供した学校もあった。このように学校が障害のある子供にとってのセーフティネットとしての役割を果たすなど、社会全体で特別支援教育が果たしている機能や役割、保護者等の特別支援教育に対する期待が再認識された。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大の中における特別支援学校の施設整備の在り方についても検討していく必要がある。

## １－２ これからの特別支援教育の方向性

特別支援教育を巡る状況の変化も踏まえ、インクルーシブ教育システムの理念を構築し、特別支援教育を進展させていくために、引き続き、

- ① 障害のある子供と障害のない子供が可能な限り共に教育を受けられる学びの場の整備
- ② 障害のある子供の自立と社会参加を見据え、一人一人の教育的ニーズに最も的確に応える指導を提供できるよう、通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校といった、連続性のある多様な学びの場の一層の充実・整備

を着実に進めていく。

また、これらの方向性を実現するため、

- ・就学支援、指導方法や指導体制、施設環境など障害のある子供の学びの場の整備
- ・特別支援教育に携わる教師の専門性の向上
- ・GIGAスクール構想による１人１台端末等の最新のICT技術の活用
- ・関係機関の連携強化による切れ目ない支援体制の整備

を進める。

これにより、障害の有無にかかわらず誰もがその能力を発揮し、共生社会の一員として共に認め合い、支え合い、誇りを持って生きられる社会の構築を目指す。

## 2. 公共施設としての学校施設を取り巻く現況

### 2-1 学校施設のバリアフリー化の推進

近年では、障害、性別、国籍、経済上の理由などにかかわらず、「共に育つ」ことを基本理念として、物理的・心理的な障壁を取り除くバリアフリー化を進め、インクルーシブな社会環境を整備していくことが求められており、学校においても、障害等の有無にかかわらず、誰もが支障なく学校生活を送ることができるよう環境を整備していくことが求められている。また、令和3年のバリアフリー法の施行により、建築物移動等円滑化基準（バリアフリー基準）の適合義務の対象となる特別特定建築物に公立の小中学校等が新たに位置づけられるとともに、既存の当該建築物についても同基準の適合の努力義務が課せられ、障害のある子供の教育環境の充実が求められている状況である。

文部科学省では、令和2年7月、「学校施設のバリアフリー化等の推進に関する調査研究協力者会議」を設置し、既存施設を含めた学校施設におけるバリアフリー化等の推進方策について検討を進め、同年12月に報告書が取りまとめられた。本報告書を踏まえ、学校施設のバリアフリー化に関する基本的な考え方や計画・設計上の留意点を示した「学校施設バリアフリー化推進指針」を改訂した。さらに、公立小中学校等において令和7年度末までの5年間に緊急かつ集中的に整備を行うための整備目標を定め、バリアフリー化工事の国庫補助率を1/3から1/2に引き上げたところであり、学校施設のバリアフリー化を加速していくことが求められる。

### 2-2 激甚化・頻発化する災害への対応（福祉避難所等としての役割）

近年、気候変動等の影響により、地震のみならず、台風や集中豪雨等の発生など、災害が多様化・頻発化・激甚化しており、**安全な校地計画をはじめ**、予め災害に対する安全性を確保することはもとより、災害時の適切な避難経路を確保し、良好な避難生活を送ることができる学校施設を整備していくことは、災害の多い我が国の将来になくてはならないものである。

文部科学省の調査では、公立特別支援学校の約45.5%程度が災害時の避難所に指定されており<sup>2</sup>、これらの学校施設は福祉避難所としての役割も果たすことがあることから、学校施設のバリアフリー化や自家発電設備、Wi-Fi等の情報通信環境の整備など、防災機能を一層強化していくことが必要とされている。**また、他の学校種においても、災害時には障害のある幼児児童生徒やその家族、地域の障害者、高齢者等の要配慮者が利用することも考慮しつつ、地域の避難所としての防災機能の強化が必要である。**その際、避難所の指定は市町村長が行うこととなっていることから、公立特別支援学校の多くを占める都道府県立の学校が避難所に指定される場合などには、都道府県と市町村が十分に連携することが重要となる。また、このことは大規模災害時の広域避難などの避難先確保の観点からも重要となってくる。

---

<sup>2</sup> 「避難所となる公立学校施設の防災機能に関する調査」（平成31年4月1日時点）による。

今後の避難所としての機能を果たすために必要となる施設設備等の整備については、教育委員会等の関係者間の連携体制の下、防災担当部局が中心となって、避難所として想定される学校ごとに、その位置付け・役割を地域防災計画上明確にし、あらかじめ整備すべき施設設備等や整備の優先順位について検討した上で、**防災担当部局と教育委員会等の学校設置者との間で、役割分担しながら**、学校の防災機能強化のために必要な整備を推進する必要がある。

### 2-3 防災・減災、国土強靱化の推進

「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」（平成 25 年法律第 95 号）に基づく「国土強靱化基本計画」（平成 26 年 6 月 3 日閣議決定、平成 30 年 12 月 14 日改訂）において、学校施設については、天井等非構造部材を含めた耐震対策、老朽化対策、さらに、指定避難所となる施設等については、自家発電設備、備蓄倉庫の整備や代替水源・エネルギー・衛生環境の確保、バリアフリー化等による防災機能強化を推進していくこととされている。これに基づき「防災・減災、国土強靱化のための 3 か年緊急対策」（平成 30 年 12 月 14 日閣議決定）においても、天井等非構造部材を含めた耐震対策等を推進してきた。

さらに、令和 2 年 12 月には「防災・減災、国土強靱化のための 5 か年加速化対策」が閣議決定され、学校施設の耐震化や避難所となる施設の防災機能の強化など、引き続き、国土強靱化に関する対策を加速化・深化させるための取組について、重点的・集中的に推進していくこととされている。

### 2-4 インフラ長寿命化基本計画等を踏まえた老朽化した施設への対応

我が国では、高度成長期以降に集中的に整備された公共施設やインフラが今後一斉に老朽化を迎える。例えば、今後 10 年で、建設後 50 年以上経過する道路橋の割合が約 27% から約 52% になるなど、老朽化の割合が加速度的に増加することが見込まれている。

このため、国は「インフラ長寿命化基本計画」（平成 25 年 11 月 インフラ老朽化対策の推進に関する関係省庁連絡会議）を策定し、今後、約 800 兆円に及ぶインフラストックの老朽化への確に対応するため、国や地方公共団体等が一丸となって戦略的な維持管理・更新等に取り組んでいるところである。

公立学校施設においても昭和 40 年代後半から 50 年代にかけて建設された校舎等が一斉に更新時期を迎えてきており、経年 25 年以上の建物が全体の約 8 割を占めるなど深刻な老朽化に悩まされているところであり、インフラ長寿命化基本計画等を踏まえ各学校設置者が策定した個別施設毎の長寿命化計画（以下「個別施設計画」という。）に基づき、適切に維持管理等を行っていくことが求められている。

なお、個別施設計画については、策定後も、最新の教育動向や地域の実態に応じて、施設整備の方針を随時反映し、計画的・効率的な施設整備を進めていくことが重要である。

## 2－5 持続可能な開発目標と脱炭素社会の実現に向けた対応

2015 年 9 月、国連において、先進国を含む 2030 年までの国際社会全体の持続可能な開発目標（SDGs:Sustainable Development Goals）が採択された。「誰一人取り残さない（no one left behind）」社会の実現を目指し、経済・社会・環境をめぐる広範な課題に統合的に取り組むことが求められている。

また、2015 年のパリ協定 の合意以降、世界各国から将来の脱炭素社会の実現に向けた方針が相次いで示されるなど、脱炭素化に向けた動きが拡大・加速する中、我が国においても、令和 2 年 10 月に「2050 年カーボンニュートラル」を目指すことを宣言するとともに、令和 3 年 4 月には、2030 年度の新たな温室効果ガス削減目標として、2013 年度から 46%削減することを目指し、さらに 50%の高みに向けて挑戦を続けるとの新たな方針が示され、日本社会全体で、脱炭素社会の実現を目指した取組が求められている。

## 第2章 特別支援教育を巡る状況等を踏まえた施設の在り方

現行の特別支援教育を行う学校に係る学校施設整備指針においては、学校施設が教育を行う場のみならず、児童生徒が長時間過ごす生活の場であり、最も身近な公共施設であることを踏まえ、必要な施設機能を確保するため、計画及び設計上の留意事項が安全面や機能面、防災面など網羅的に記載されている。

一方で、現在の学校を取り巻く環境は、第一章で記載のとおり変化しており、現状で記載された留意事項で対応できないもの、すでに記載された留意事項を更に充実すべきものについて絶えず検討していくことが求められる。

これからの特別支援教育を行う学校の施設は、「社会モデル」<sup>3</sup>の考え方も踏まえつつ、インクルーシブ教育システムの理念を構築し、特別支援教育を進展させていくためのものがある必要がある。このため、障害のある子供と障害のない子供が可能な限り共に教育を受けられる学びの場を整備すること、障害のある子供の自立と社会参加を見据え、一人一人の教育的ニーズに最も的確に応える指導を提供できるよう、連続性のある多様な学びの場を一層充実・整備していくことを基本とし、それらを具体化する施設環境を創造していくことが重要である。また、設置基準に基づきつつ、特別支援学校の教室不足の解消を一刻も早く進めるとともに、ICTの活用や、個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実、医療的ケア児への対応、施設のバリアフリー化、福祉避難所としての役割も含めた防災機能の向上等、個別の課題についても対応していく必要がある。

他方で、学校施設を含めた公共施設・公共インフラは一斉に老朽化している。また、少子高齢化や人口減少が進行しており、地方公共団体は、総人口や年代別人口についての今後の見通しや、維持管理・更新等に係る中長期的な経費や財源の見込み等を踏まえて、地域における公共施設全体の在り方を検討することが求められている。特別支援教育を行う学校の施設についても、将来のまちづくりを見据えた、地域社会や関係機関と連携・協働した、地域の拠点としての役割を踏まえた検討が求められている。

今後の学校施設は、このような特別支援教育を巡る状況に的確に対応するものとして、また、社会環境等の変化に対応できるものとして、柔軟性・可変性を持ったものでなければならない。

このような状況を背景とした上で、これまでの特別支援教育を行う学校に係る学校施設整備指針や報告書における留意事項等を踏まえつつ、新しい時代の特別支援教育を支える学校施設として今後さらに充実を図るべきことについて、本章に記載のとおり検討を行った。

なお、本章の「1. 障害のある子供と障害のない子供が共に学ぶ場、多様な学びの場の整備」は幼稚園や小・中・高等学校等に係るものを示す事項とし、「2. 一人一人の教育的ニーズに応じた教育を支えるための施設の充実」「3. 地域のコミュニティの拠点としての機能の充実」「4. 社会的要請を踏まえた安全・安心・快適な空間づくり」については、特別

---

<sup>3</sup> 障害者が日常生活又は社会生活において受ける制限は、障害により起因するものだけではなく、社会における様々な障壁と相対することによって生ずるものという考え方。

支援学校に係るものを示す事項としている。

幼稚園や小・中・高等学校等における通常の学級、特別支援学級、通級による指導等のそれぞれの学びの場において、障害に配慮した施設計画としていくためには、1に示す事項のほか、2～4に示す事項についても、特別支援学校に準じて、可能な限り参照し、障害の状態や特性及び心身の発達段階等に応じた施設計画とすることが重要である。

各学校設置者は、これからの学校施設の整備に際し、これらの事項について、着実に整備を推進していくことが重要である。

## 1. 障害のある子供と障害のない子供が共に学ぶ場、多様な学びの場の整備

障害のある幼児児童生徒と障害のない幼児児童生徒が共に学ぶ場を整備していくためには、特別支援学校の施設機能の充実だけでなく、幼稚園や、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校及び中等教育学校（以下「小・中・高等学校等」という）を含めた**全ての学校において**、学校の中で共生社会を具現化できるような施設環境づくりを行うことが求められる。

このため、幼稚園や、小・中・高等学校等の通常の学級も含めた多様な学びの場において特別支援教育を充実するための施設環境づくりを行っていくとともに、空間的な連続性も含め、障害のある幼児児童生徒と障害のない幼児児童生徒との交流及び共同学習**等にも対応できるよう**、バリアフリー化等の後述する事項に配慮した施設計画とすることが重要である。

本章の「2. 一人一人の教育的ニーズに応じた教育を支えるための施設の充実」「3. 地域のコミュニティの拠点としての機能の充実」「4. 社会的要請を踏まえた安全・安心・快適な空間づくり」については、特別支援学校に係るものを示す事項としているが、幼稚園や、小・中・高等学校等における通常の学級、特別支援学級、通級による指導等のそれぞれの学びの場において、障害に配慮した施設計画としていくためには、以下の1-1～1-3に示す事項のほか、上記2～4に示す事項についても、特別支援学校に準じて、可能な限り参照し、障害の状態や特性及び心身の発達段階等に応じた施設計画とすることが重要である。

さらに、特別支援学校の設置に当たっては、障害種ごとの幼児児童生徒の数の増減や居住分布、**通学距離、通学時間**も踏まえ、複数の障害種や幼稚園や小・中・高等学校等への併置・併設等、多様な設置形態を想定し、計画的に環境を整備することが重要である。

### 1-1 障害のある子供と障害のない子供が共に学ぶ場の整備

- ・特別支援学校と幼稚園や、小・中・高等学校等が、学校の中で共生社会を具現化できるような環境づくりを行うことが重要である。
- ・障害のない幼児児童生徒と障害のある幼児児童生徒が共に学ぶことができるよう、多様な学習活動等に柔軟に対応できる空間を確保することが重要である。
- ・障害のない幼児児童生徒と障害のある幼児児童生徒が共に学ぶ場の整備として、障害の状態や特性及び心身の発達段階等も踏まえつつ、バリアフリー・ユニバーサルデザインに配慮した計画とすることが重要である。その際、特別支援学校の児童生徒が居住地の小中学校等を訪問して交流活動を行うことも考慮し、小中学校等において校舎内外問わず必要なバリアフリー化を行うことが重要である。さらに、計画にあたっては、児童生徒に加え、学校施設を利用する地域の障害者、高齢者、妊産婦等の意見を聞き、検討することが有効である。また、整備後にも利用の状況を考慮し、最適な環境づくりのために継続してバリアフリー化された施設の見直しを検討することが有

効である。

- ・障害のない幼児児童生徒と障害のある幼児児童生徒との交流及び共同学習等にも対応した施設計画とすることが重要である。
- ・障害のある幼児児童生徒が社会から分け隔てられているという意識を生み出さないよう、室の配置や動線の設定において、通常の学級と特別支援学級の教室を近接した位置に計画するなど、普通教室等と特別支援学級との関連性等に配慮し、日常的な交流が促されるよう計画することが重要である。
- ・障害のある幼児児童生徒と障害のない幼児児童生徒が交流及び共同学習を行う空間として、動植物の飼育・栽培等、自然との共生を考慮した施設づくりを行うことが重要である。

### 1－2 特別支援学級、通級による指導への対応

- ・特別支援学級、通級による指導のそれぞれの学びの場においては、障害の状態や特性及び心身の発達段階等に応じた施設計画とすることが重要である。
- ・特別支援学級の教室配置は、通常の学級を配置した残りの教室を充てるなどではなく、施設全体の配置計画の中で、特別支援学級の活動の特性に応じ、特に良好な環境を確保することのできる位置に計画することが重要である。
- ・特別支援学級は、障害の特性、学習する内容等に応じた面積、形状等とし、必要な採光や通風・換気等の条件が確保できるよう計画することが重要である。
- ・特別支援学級や通級による指導の教室に近接した位置に、排泄指導等に対応した広さのバリアフリートイレ、シャワールーム、手洗い場、エレベーター等の必要な施設・設備を計画することが重要である。
- ・設置基準において、校舎に備えるべき施設として自立活動室が列挙されているところであるが、小・中・高等学校等においても、地域や学校における実情等に応じて、特別支援学級や通級による指導で行われる自立活動へ対応した施設環境を確保することが望ましい。具体的には、自立活動関係諸室や感覚統合・運動機能の指導のためのプレイルーム等の多様な空間を確保し、それに応じた収納空間を計画することが望ましい。
- ・学校において安心・安全に医療的ケアを行うため、学校における医療的ケアの実施体制を検討した上で、それらを踏まえた動線等について、十分配慮した計画とすることが重要である。

### 1－3 施設の併置・併設等の多様な設置形態への対応

- ・複数の障害種の特別支援学校の併置・併設や特別支援学校の幼稚園や、小・中・高等学校等への併置・併設を行う場合には、幼児児童生徒が共に学び、教職員が連携・協働することにより活力を生み出すような環境づくりを行うことが重要である。
- ・特別支援学校を幼稚園や、小・中・高等学校等に併置・併設する場合には、それぞれの学校設置者が異なることによる弊害を生まないように、検討段階から密に連携するこ

とが重要である。

- ・複数の障害種を併置・併設した特別支援学校については、その多様な設置形態に対応し、計画的に環境を整備することが重要である。また、障害のある幼児児童生徒数が年度によって増減することや、**幼児児童生徒数に関わらず障害種毎に必要なとなる施設環境**を考慮し、適切な規模の計画とすることが重要である。この際、**多様な用途に活用可能な空間の整備**や**小・中・高等学校等の余裕教室の活用**等、柔軟な利用が可能となる計画とすることが有効である。
- ・小中学校等への特別支援学校の小・中学部の併置、高等学校への高等部の併置等、多様な学校の設置形態に対応し、計画的に環境を整備することが重要である。
- ・小・中・高等学校等の施設を改修すること等により特別支援学校を設置する場合、法規制等への対応や**必要な電源の数・容量の確保等の技術的な対応**を踏まえた計画とすることが重要である。
- ・特別支援学校の校地については、複数の障害種や幼稚園や小・中・高等学校等への併置・併設等を計画する場合も含め、幼児児童生徒の居住分布や通学距離、通学時間を考慮し、選定することが望ましい。
- ・病院等に併置する場合でも、地域の実情や学校施設の実態等を踏まえ、普通教室・特別教室・自立活動室・図書室・保健室・職員室等といった必要な施設・設備を備えることが重要である。
- ・病院等に併置する場合には、電子カルテや医療機器への影響も考慮しつつ、必要なネットワーク環境の確保に対応した計画とすることが重要である。

## 2. 一人一人の教育的ニーズに応じた教育を支えるための施設の充実

特別支援学校においては、障害の重度・重複化、多様化、医療的ケアも含め、障害の状態や特性等に応じ、幼稚部、小学部、中学部及び高等部の各部に応じた施設環境とすることが重要である。

また、誰一人取り残すことのない教育を実現するため、自然災害やコロナ禍等で障害のある幼児児童生徒が取り残されることのないよう、ICT等を活用しながら学びへの対応をしていくことが重要であるとともに、障害のある幼児児童生徒の自立と社会参加に向けた主体的な取組を支援するための環境づくりを行うことが重要である。

これらを進めていくためには、家庭・教育・福祉の連携強化による切れ目ない支援が不可欠であり、関係機関の連携に対応した計画とすることが重要である。

さらに、特別支援教育を担う教職員の働きやすさを考慮し、必要な施設環境づくりを行うことも重要である。

### 2-1 障害種別の対応

- ・特別支援学校においては、障害の状態や特性等に応じ、幼稚部、小学部、中学部及び高等部の各部に応じた施設環境とすることが重要である。その際、個別の障害種の視点に加え、障害の重度・重複化、多様化にも対応した施設環境づくりが重要である。  
特に、障害種毎の人数は年度によって様々に変化することから、多様な用途や規模により柔軟に活用できるよう、教室等を整備することが重要である。
- ・特別支援学校の小学部・中学部・高等部の異なる各部において共用される室に配置する机やいす等については、高さの調整が可能なものとするなど、発達段階に対応した計画とすることが重要である。
- ・肢体不自由への対応では、出入口・屋外の動線も含め可能な限り段差を設けないようにするとともに、階段に墜落・転落防止の柵を設け、スロープには衝突対策のための緩衝材等を整備することが重要である。また、幼児児童生徒の体格や障害の状態に応じ、二段手すりを整備することも有効である。
- ・視覚障害への対応では、聴覚を活用した学習を行う静寂な空間を確保するとともに、拡大教科書等の配置や斜面台・書見台、教材を重ねずに並べられる広さの机等の導入に対応した計画とすることが重要である。また、校舎内外の安全な移動のため、教室配置や廊下等をわかりやすい空間構成とするとともに、動線部分に柱や突起物等の空間把握の妨げとなるものを設けないこと、視覚障害者誘導用ブロックや火災等の避難時に発動させたり、日常的に生徒玄関等において使用したりする音声誘導装置を設置すること、段鼻を目立たせること、採光を工夫すること等が重要である。
- ・聴覚障害への対応では、十分な遮音性・吸音性のある指導室を確保するとともに、補聴システム等に対応した計画とすることが重要である。また、教室等において、緊急事態の際に音や光による注意喚起装置や大型ディスプレイへの字幕の投影等を行っ

たり、チャイムや校内放送を可視化したりする等、視覚のみで情報を把握できる設備の設置に留意した計画とすることが重要である。

- ・情緒が不安定な幼児児童生徒への対応として、落ち着きを取り戻すための小空間を設置するなど、パニックや多動・衝動性等に十分配慮した計画とすることが重要である。
- ・視覚障害や視覚的な刺激に過敏な幼児児童生徒への対応として、調光や遮光ができる仕様とするとともに、間接照明等の柔らかな光が得られる方式を用いることも有効である。
- ・聴覚的な刺激に過敏な幼児児童生徒への対応として、十分な遮音性・吸音性のある仕様とするなど、音環境に配慮することが重要である。

## 2-2 特別支援教育における ICT の活用と個別最適な学び・協働的な学びへの対応

- ・「誰一人取り残すことのない教育」を実現するため、自然災害やコロナ禍等で障害のある幼児児童生徒が取り残されることのないよう、ICT 等を活用しながら学びへの対応をしていくことが重要である。
- ・特別支援学校の所在地周辺の小中学校等との交流に加え、特別支援学校に通う児童生徒の居住地周辺の小中学校等との交流及び共同学習を推進する観点から、必要な ICT の活用に対応した計画とすることが重要である。
- ・特別支援学校は、ICT 機器を含めた各障害種に必要な学習環境の整備を行うことが重要である。また、このような学習環境整備について、地域の小中学校等の要請に応じ、必要な助言等に努めることが望ましい。
- ・特別支援学校においては、災害時も含めた情報保障を図るよう計画することが重要であり、障害の特性等に応じて、デジタルサイネージや回転灯等も含めた必要な情報を表示するため設備の設置の導入を検討することが重要である。その際、教室だけでなく屋外や寄宿舎も含め、学校内のすべての場所で ICT が利用できるよう無線 LAN、有線 LAN、電源を整備することが重要である。
- ・交流及び共同学習等をオンラインで実施するための高速なネットワーク環境、複数の端末からの一斉接続を想定した無線 LAN の整備等に対応した計画とすることが重要である。
- ・1人1台端末の整備に対応し、新 JIS 規格の大きな机等の導入が重要であるほか、可動間仕切等により多様な空間を確保することや、幼児児童生徒が家庭や病院から遠隔で授業を受けることを想定した各室の計画等、必要な施設面の工夫を行うことが望ましい。
- ・視覚障害及び肢体不自由の特別支援学校を計画する場合は、各種の ICT 機器の利用にあたり、配線を天井から吊り下げる等の配慮を行うことが重要である。
- ・視覚障害があつたり、視覚的な刺激に過敏だつたりする幼児児童生徒が ICT 機器等の教材・教具を効果的に活用することや、眼疾患や視覚的な刺激等の見え方に応じた照度の適切な確保等のため、遮光カーテンや間接照明・調光装置等による調光ができる計画とすることが有効である。

### 2-3 医療的ケアへの対応

- ・学校において安心・安全に医療的ケアを行うため、学校における医療的ケアの実施体制を検討した上で、それらを踏まえた動線等について、十分配慮した計画とすることが重要である。その際、医療的ケア看護職員等の学校において医療的ケアに携わる者のための空間を教室等と近接した位置に計画することが望ましい。
- ・医療的ケアを安全に実施するためには、**医療の専門的な知見を踏まえ**、安全面・衛生面に十分配慮した施設・設備計画とすることが重要である。その際、医療的ケアに必要な機器等を消毒・管理する空間を確保することや、緊急時の薬剤等を管理する冷蔵も含む保管庫等の設置等にも対応することができる計画とすることも重要である。
- ・医療的ケアに必要な機器を使用するための電源は、非常用電源も含め、体温の保温や加湿等の一人一人のニーズに応じた機器の使用を考慮し、幼児児童生徒や職員の動線上の適切な位置に十分に確保することが重要である。また、医療機器や冷暖房設備、加湿設備等を使用するための電源は、複数の幼児児童生徒が同時に使用することを想定した計画とすることが重要である。
- ・上記に加え、医療的ケアに関する整備にあたって、教室等に水栓、流し等の設備を計画する際には、医療的ケア児も含め障害のある幼児児童生徒の障害の状態等に応じた計画することが重要である。また、幼児児童生徒が自ら排泄物の処理や導尿等を実施することも想定した空間を確保した計画とすることが重要である。さらに、経管栄養などの医療的ケアを行うために感染症予防の観点も含めて十分な空間を確保するとともに、プライバシーに配慮されたスペースを計画することが望ましい。

### 2-4 自立と社会参加への対応

- ・障害のある幼児児童生徒が、自立や社会参加に向け、**施設・設備、機器等を活用しながら、障害による学習上又は生活上の困難を主体的に改善・克服するために主体的に取り組むことを支援する視点から**、施設環境づくりを行うことが重要である。
- ・教育相談、進路相談を行う室、自立活動等を個別に指導するための室を計画することが重要である。
- ・将来の社会生活を想起し、必要な情報にアクセスするための ICT 機器の活用に対応した計画とすることが重要である。
- ・喫茶スペースや倉庫作業等の校内実習を行うためのスペースを確保するとともに、宿泊訓練のためのベッド・ユニットバスや冷蔵庫等の配置等に対応した計画とすることが望ましい。
- ・「あん摩マッサージ指圧師、はり師及びきゆう師」「理学療法士」「歯科技工士」「柔道整復師」「理容師・美容師」等の養成施設においては、各資格の養成施設の認定・指定に係る規則等において規定された面積等に適合する施設環境を確保することが重要である。
- ・寄宿舎について、**通学が困難な幼児児童生徒のために設置するという観点に加えて**、

自立と社会参加に向けた生活の訓練を行うという観点からも、施設機能を設定することも有効である。

## 2-5 関係機関の連携強化による切れ目ない支援への対応

- ・ライフステージに応じた切れ目のない支援や、家庭及び地域並びに医療、福祉、保健、労働等の業務を行う関係機関との連携の強化、個別の教育支援計画・指導計画を活用した他分野との連携の強化、**特別支援学校のセンター的機能等による特別支援学校と幼稚園や小・中・高等学校等との連携**に対応した計画とすることが重要である。
- ・就学前の乳幼児相談を含め、就学前から卒業後まで対応できる地域に開かれた施設環境を計画することが重要である。その際、聴覚障害の教育相談室は、絨毯等により十分な遮音性・吸音性のある室を計画することが重要である。また、ラウンジや談話コーナー等、多機関が連携するためのコミュニケーションの場を計画することが望ましい。
- ・特別支援学校においては、地域内の教育相談や乳幼児相談等を担うため、遠隔地との通信をするための ICT 環境を整備することが望ましい。
- ・駐車場については、教育相談や放課後デイサービス関係の来校者の利用状況とそれに伴う周辺地域への交通の影響も考慮し、適切な規模、配置とすることが重要である。

## 2-6 特別支援教育を担う教職員のための施設面での対応

- ・障害のある教職員も含め、教職員が働きやすい計画とすることが重要である。その際、教職員が自由にくつろぐことができる休憩室等の空間を設けることが望ましい。
- ・医療的ケア看護職員、情報通信技術支援員、特別支援教育支援員、教員業務支援員等の支援スタッフのためのスペースを考慮し、必要な規模の空間を計画することが重要である。
- ・教職員諸室は、学校規模や教職員の人数、校務、教務等の執務内容等を考慮し、必要な規模の空間を計画とすることが重要である。

### 3. 地域のコミュニティの拠点としての機能の充実

特別支援学校は、通常の避難所のほか、福祉避難所としての役割を担うことも想定される。災害時にこれらの避難所としての役割を十分に果たすためには、必要な防災機能の強化や平面計画上の配慮を行うことに加えて、学校設置者と幼児児童生徒の居住地等の行政機関との間で密に連携をとることも重要である。

また、教育相談や通級による指導、学校開放等による地域住民の利用という観点から、施設を地域の幼児児童生徒、地域住民と関わりが持ちやすい計画とすることが重要である。

さらに、パラスポーツの拠点となる等、地域の障害者の生涯学習等の拠点となる場として計画することが重要である。

#### 3-1 災害時における福祉避難所等としての役割を踏まえた対応

- ・特別支援学校が福祉避難所としての役割を担う場合には、都道府県等の学校設置者と、幼児児童生徒の居住する市区町村で行政機関が異なることにより、避難者の受け入れ等に際して弊害を生まないう、両者の連携の下、防災担当部局が中心となって、避難所としての位置付けの整理や必要な機能の計画をすることが重要である。
- ・特別支援学校が福祉避難所としての役割を担う場合には、災害の状況によっては幼児児童生徒が安全のため校舎内に留まること、そのまま避難生活を送ることも想定した計画とすることも重要である。また、通常の避難所にもなり得ることを考慮しつつ、幼児児童生徒、教職員のほか、高齢者、障害者、妊産婦等の要配慮者を含む地域のニーズを踏まえ、その利用に配慮したゾーニングや動線を計画することが重要である。その際、他の公共施設との間で、避難所としての役割の分担等の連携を行うことも有効である。
- ・避難所となる学校施設が、津波等による被害が予想される地域に立地している場合には、幼児児童生徒等が津波等から緊急避難場所へ安全に避難できるよう、周辺の高台や津波避難ビルへの避難経路の確保又は校舎等建物の屋上や上層階への避難経路の確保等の対策を検討し、実施することが重要である。
- ・学校施設の防災対策は、運営体制や訓練、防災教育等のソフト面での取組と一体的に実施することが重要である。
- ・現在、文部科学省に設置した有識者会議<sup>4</sup>において、土砂災害を含め、学校施設の水害対策について精力的な検討を進めているところであり、同会議における検討を踏まえた施設整備を推進する必要がある。
- ・避難所の防災機能として、医療的ケアのための医療器具等の使用も想定し、LP ガス式の

---

<sup>4</sup> 令和3年12月、「学校施設等の防災・減災対策の推進に関する調査研究協力者会議」に「学校施設の水害対策検討部会」を設置し、学校施設の水害対策の取組の方向性や留意事項、立地場所による水災害リスクを踏まえた対策の実施方法等について検討している。

発電機等、安定的な電力の供給が可能な自家発電設備等を整備することが重要である。

- ・一方、災害時に、電力供給が不安定となる場合の良好な温熱環境を確保する観点から、断熱化や日射遮蔽、太陽光発電の導入、自然の通風条件等に配慮した計画とすることが重要である。
- ・屋内運動場は、災害時には障害のある幼児児童生徒やその家族、地域の障害者、高齢者等の要配慮者も含めた地域の避難所としての役割も果たすことから、想定される避難者数を考慮し、バリアフリートイレ、空調設備、非常用電源、無線 LAN 等の通信ネットワーク、プライバシー保護・感染防止のための間仕切等を計画することが望ましい。
- ・非常時の避難経路は、校舎内外問わずバリアフリー化することが重要である。
- ・駐車場は、避難所として活用される場合も想定した計画とすることが望ましい。

### 3-2 生涯学習、保護者・地域住民等との関わり

- ・教育相談や通級による指導、学校開放等による保護者や地域住民の利用を考慮し、これらの利用者が使いやすく、学校との関わりが持ちやすい計画とすることが重要である。その際、来客用の昇降口にベンチを置く等、高齢者、障害者、妊産婦等の要配慮者の利用に配慮した工夫をすることも有効である。
- ・特別支援学校については、パラスポーツの拠点としての役割等、地域の障害者の生涯学習等の拠点として計画することが重要である。

## 4. 社会的要請を踏まえた安全・安心・快適な空間づくり

障害のある幼児児童生徒に限らず、全ての利用者にとって安全・安心で快適な施設環境を作っていくためには、バリアフリー・ユニバーサルデザインに配慮した計画とすることが重要である。

また、特別支援学校の教室不足に対応していくためには、設置基準に基づき、幼児児童生徒数の増減を考慮し、計画的に施設を整備していくことが重要である。

### 4-1 バリアフリー・ユニバーサルデザイン

- ・ 幼児児童生徒の障害の状態や特性及び心身の発達段階等も踏まえつつ、バリアフリー・ユニバーサルデザインに配慮した計画とすることが重要である。その際、幼児児童生徒に加え、学校施設を利用する地域の障害者、高齢者、妊産婦等の意見を聞き、検討することが有効である。また、整備後にも利用の状況を考慮し、最適な環境づくりのために継続してバリアフリー化された施設の見直しを検討することが有効である。
- ・ エレベーターやスロープ等は、利用目的に応じた配置計画とすることが重要である。
- ・ 校内の案内表示については、案内用図記号（ピクトグラム）や音声で案内する装置等、障害に配慮し、室・空間の位置を認知しやすくすることが重要である。
- ・ 屋内運動場やホール等のステージへアクセスするための段差解消を計画することが重要である。
- ・ バリアフリースイレは、利用目的に応じ、各階・各棟に必要となる数を計画することが重要である。
- ・ 性同一性障害や性的指向・性自認（性同一性）に係る幼児児童生徒に対応するきめ細かな対応の実施が求められており、保健室やバリアフリースイレ等について更衣室としての使用を認める、職員トイレやバリアフリースイレ等について幼児児童生徒の使用を認めるなど、学校における支援の事例を踏まえた施設環境の整備を検討することが重要である。
- ・ バリアフリースイレには、個々の幼児児童生徒の排泄方法等にも対応できるよう、大型ベッドの配置に対応した計画とすることが望ましい。
- ・ 車いす利用者に配慮し、廊下は車いすが余裕をもってすれ違えることができる幅とするとともに、洗面器・流し等の設備は、下部に空間を確保することが望ましい。
- ・ 視覚障害者誘導用ブロックは、切れ目なく連続して配置するよう計画することが望ましい。<sup>5</sup>

<sup>5</sup> 「高齢者・障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準」（令和3年3月 国土交通省）第2部第3章に記載のある、「視覚障害者誘導用ブロック等の敷設について」を参照のこと。

[https://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/jutakukentiku\\_house\\_fr\\_000049.html](https://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/jutakukentiku_house_fr_000049.html)

- ・スクールバスの発着場と教室との間等の各動線は、各幼児児童生徒の障害の状態や特性等に応じた移動方法や移動速度等を考慮したものとすることが重要である。

その際、幼児児童生徒の円滑な移動のため、複数の通路の設定や廊下の幅の確保等を行うことが重要である。

- ・スクールバス等の発着場については、十分なスペースを確保するとともに、雨天時等に配慮し、屋根を設けることが望ましい。また、乗降時の排泄上のトラブル等に対応するため、付近に汚物処理ができるトイレ等を設置することが望ましい。

#### 4－2 特別支援学校の教室不足への対応

- ・各学校設置者には、国において令和2年度から令和6年度まで設定された特別支援学校の教室不足解消のための「集中取組期間」において、特別支援学校の新設や増築を行ったり、他の学校の余裕教室を特別支援学校の教室として確保したりする等の集中的な施設整備の取組を進めることが求められる。
- ・特別支援学校の教室不足への対応については、設置基準に基づきつつ、幼児児童生徒数の増減を考慮し、適切な規模の計画とすることが重要である。また、施設の増築等を行う場合には、敷地や校舎、屋内運動場等の面積規模を勘案し、小・中・高等学校等の施設の活用等も含め、計画的に整備することが重要である。
- ・その際、小・中・高等学校等の施設を改修すること等により特別支援学校を設置する場合、法規制等への対応や必要な電源の数・容量の確保等の技術的な対応を踏まえた計画とすることが重要である。

## 5. その他、他の学校種と共通して充実を図るべき事項

新しい時代の特別支援教育を支える学校施設を充実するためには、これまでの1～4に示す事項のほか、学校を取り巻く環境変化を踏まえ、現行の幼稚園や小・中・高等学校等の学校施設整備指針やこれまでの報告書に記載されている学校種を問わない共通的な事項についても1～4に示す事項と併せて特別支援学校施設整備指針に反映させる必要がある。

こうした共通的事項として、新学習指導要領への対応、ICT環境の充実、学校施設の安全性や衛生環境等の確保・防災機能の向上、長寿命化への対応、幼児児童生徒の多様化への対応、教職員の働く場としての機能向上、地域との連携・協働の推進のための施設整備の観点がある。

（新学習指導要領への対応）

- ・新学習指導要領に示された新しい時代に必要となる資質・能力を育成するため、主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善に資する施設整備を行うことが重要である。
- ・必要な環境を「いかに整備するか」に加え「いかに活用するか」「いかに改善するか」という視点が一層重要であり、これをカリキュラム・マネジメントの側面の一環として位置付け、教育内容や時間の配分等と効果的に組み合わせることにより、学習効果を最大化させる取組の促進が期待される。

（ICT環境の充実）

- ・新学習指導要領を踏まえた情報活用能力の育成等に資するため、ICTを日常的・効果的に活用するために必要な環境を整えることが重要であり、普通教室に大型提示装置を設置することや、タブレットPC等情報端末の収納場所、充電場所を確保することのほか、必要な机の形状や教室の明るさ・広さについても検討することが重要である。

（学校施設の安全性や衛生環境等の確保、防災機能の向上）

- ・事件や事故、自然災害に対する安全性だけでなく、音環境や温熱環境、光環境、空気環境等の快適性、児童生徒の学習空間・教職員の執務空間等の機能性、環境負荷の低減等の社会性等、基本的な建築性能を確保・向上していくことが重要である。
- ・避難所としての防災機能を一層強化していくため、トイレや備蓄倉庫、プライベートスペース等の必要な施設機能の確保のほか、大型車両による物資等の搬入を見据えた計画とすることが重要であるほか、温熱環境の改善、ユニバーサルデザインの採用、バリアフリー化等により、利用者すべてに優しい学校施設としていくことが重要である。

（長寿命化への対応）

- ・将来の教育活動の変化に対応するため、長期的な視点を持つことが重要であり、増築や

改修等が可能となるような配置計画とすることや、室の区画や仕上げ等は、将来の教育活動の変化に応じて変更可能とすること、改修整備を行いやすい施設とするなど、長期間建物を有効に活用できる計画とすることが重要である。また、個別施設計画を踏まえ、計画的な長寿命化改修と適切な維持管理を実施していくことが重要である。

（幼児児童生徒の多様化への対応）

- ・外国籍の生徒に加え、日本国籍ではあるが日本語指導を必要とする生徒も増加していることを踏まえ、個別にサポートができるスペースを確保することが重要である。

（教職員の働く場としての機能向上）

- ・教職員が働く場として、教職員がより効果的・効率的に授業の準備や研修、様々な校務等を行うことができるよう、執務環境としてふさわしい基本的な機能を確保するとともに、多くの関係者と連携・交流ができる環境とすることが重要である。また、学校事務の適正化・効率化を進めていくことが重要であり、教職員が働きやすい環境を施設面においても確保することが望ましい。さらに、統合型校務支援システム等の ICT が活用できる環境を整備することが重要である。

（地域との連携・協働の推進）

- ・地域社会と連携・協働を推進するため、多様な人材による学校運営への参画のための活動スペース等を確保することが重要である。
- ・地域の拠点としての施設整備を推進するため、地域全体の公共施設の状況等を踏まえ、他の学校等とのプールなどの施設・設備の共用・集約化や他の公共施設との複合化、学校体育施設の一般開放、余裕教室の活用等を検討するに当たっては、学習環境の高機能化・多機能化、多様な世代との交流や地域コミュニティの強化につながる計画とすることが重要である。

### 第3章 学校施設整備指針の改訂等

#### 1. 特別支援教育に係る学校施設整備指針の沿革

公立学校施設の整備においては、戦後、その主となる構造が木造から鉄筋コンクリート造に移ったこと等により、補助事業建物の質的向上と経費の効果的な使用を図るため、従来より一層適切な設計・計画に対する配慮が必要であったことから、昭和42年に校舎、屋内運動場等に関する建築計画及び設計の留意事項を記述した「学校施設指導要領」が策定された。

「学校施設指導要領」は、昭和49年に名称を「学校施設設計指針」に改めるなど数次の改訂が行われたが、学校を取り巻く社会的な情勢の大幅な変化を受けて、平成3年度から「学校施設整備指針策定に関する調査研究」が実施され、平成4年に「小学校施設整備指針」及び「中学校施設整備指針」が、平成5年に「幼稚園施設整備指針」が、平成6年に「高等学校施設整備指針」が、そして平成8年には「盲学校、聾学校及び養護学校施設整備指針」が策定された。

「学校施設整備指針」は、児童生徒の健康と安全はもとより、教育内容、教育方法等の多様化への対応など学校施設に固有に求められる機能を確保し、学校施設としての質的向上を図るため、学校施設の計画・設計上の留意点を示したものである。

その後、特に、「盲学校、聾学校及び養護学校施設整備指針」については、平成11年4月に用語に関わる改訂を行った後、平成19年7月に、特別支援教育を推進するために関係法令の改正が行われ、施行されたこと等を受け、特別支援教育制度への転換を踏まえ「特別支援学校施設整備指針」として全面的な改訂がなされた。この改訂では、障害の重度・重複化などを踏まえた一人一人の教育的ニーズへの対応やセンター的機能の推進などの記述が追加されるとともに、耐震化の推進、防犯対策の推進などの記述が充実された。また、平成21年3月には、学校施設の事故防止対策に関する記述が充実された。

平成23年3月には、理数教育環境や情報環境等の充実、特別支援学校の幼児児童生徒数の増加に対応するため、学習指導要領の改訂や社会状況の変化を踏まえ、改訂された。また、平成26年7月には、東日本大震災において顕在化した課題などに対応するため、学校施設の津波対策及び避難所としての防災機能の強化、学校施設の老朽化対策などに関する記述が充実され、平成28年3月には、学校施設を取り巻く今日的課題を踏まえ、学校施設の複合化、長寿命化対策、木材利用に関する記述が充実された。

他方で、他の学校施設整備指針についても、それぞれの学校種を取り巻く様々な課題から改訂が行われてきており、特に特別支援教育の関係では、平成19年7月の特別支援教育を推進するための関係法令の改正等を踏まえ、特別支援教育を推進するための施設整備の基本的考え方や、学校施設全体のバリアフリー化に関する記述などが充実された。

このように学校施設整備指針は、学校施設を取り巻く社会状況の変化や課題等を踏まえ、これまで何度も改訂が重ねられ、内容の充実が図られてきたところである。

## 2. 学校施設整備指針改訂案の主なポイント

第2章までの議論及び現行の各学校施設整備指針を踏まえつつ、改訂案の主なポイントを提示する。

### ◆障害のある子供と障害のない子供が共に学ぶ場の整備

特別支援学校及び幼稚園や小・中・高等学校等の学校施設整備指針において、学校の中で共生社会を具現化できる環境づくりをすること、障害のある幼児児童生徒と障害のない幼児児童生徒が共に学ぶ場として、交流及び共同学習等に対応した施設を計画とすること等の重要性を追記。

#### 特別支援学校施設整備指針

##### 第1章 総則

##### 第1節 特別支援学校施設整備の基本的方針

##### 4 地域の生涯学習やまちづくりの核として地域と連携した施設環境の整備

地域において特別支援教育を推進する体制を整備していく上で特別支援学校が中核的な役割を担うことに加え、学校の中で共生社会を具現化できるよう、地域の小・中学校等の障害のない幼児児童生徒との交流及び共同学習の場として施設環境を整備することが重要である。

#### 小学校施設整備指針

##### 第1章 総則

##### 第2節 学校施設整備の課題への対応

##### 第1 子供たちの主体的な活動を支援する施設整備

##### 6 特別支援教育の推進のための施設

(2) 学校の中で共生社会を具現化し、インクルーシブ教育システムの構築に資するため、障害のある児童と障害のない児童とが、各々の児童の教育的ニーズに応じ、安全かつ円滑に交流及び共同学習を行うことができる施設となるよう計画することが重要である。

##### 第3章 平面計画

##### 第2 学習関係諸室

##### 4 特別支援学級関係室

(6) 障害のない児童との交流及び共同学習への対応を考慮し、また、日常的な交流が促されるよう、他の普通教室、多目的教室、生活・交流空間等との関連に留意して計画することが重要である。

#### ◆特別支援学級、通級による指導への対応

小・中・高等学校等の学校施設整備指針において、特別支援学級や通級による指導のための室における自立活動に必要となる施設環境や、バリアフリースイレ、シャワー室等の必要な施設・設備を計画することの重要性を追記。また、このほか、医療的ケアの運営等を踏まえた動線等に十分配慮した計画とすることの重要性等を追記。

#### 小学校施設整備指針

#### 第3章 平面計画

#### 第2 学習関係諸室

#### 4 特別支援学級関係室

- (2) 障害の状態に応じた教科指導や、個々の児童が自立を目指し、障害による学習上又は生活上の困難を主体的に改善・克服するための自立活動等の多様な学習活動等に柔軟に対応できる空間を確保することが重要である。
- (7) 職員室及び保健室との連絡、便所等との関連に十分留意して位置を計画することが重要である。その際、在籍している児童の障害の特性等を踏まえた上で、近接した位置に、排泄指導等に対応した広さのバリアフリースイレ、シャワー室、手洗いのための設備、エレベーター等の必要な施設・設備を計画することが重要である。

#### ◆施設の併置・併設等の多様な設置形態への対応

特別支援学校施設整備指針において、複数の障害種や幼稚園や小・中・高等学校等への併置・併設等、多様な設置形態を想定した計画な環境整備の重要性を追記。また、このほか、小・中・高等学校等の施設を改修して特別支援学校を設置する場合の対応、病院等に併置する場合の必要な施設機能の設定、ネットワーク環境の整備等について追記。

#### 特別支援学校施設整備指針

#### 第1章 総則

#### 第3節 特別支援学校施設整備の基本的留意事項

#### 3 施設機能の設定

#### (14) 地域の諸施設との有機的な連携

- ④ 異なる障害種の特別支援学校や、幼稚園、小学校、中学校及び高等学校等の他の学校を併置する場合は、幼児児童生徒の交流や教職員の連携・協働等学習・生活において相互に活力が生まれるよう十分検討し、それぞれの学校にふさわしい学習・生活環境を、空間の共用・多目的利用等に配慮しつつ確保するなど、全体として必要な施設機能を設定することが重要である。

## 7 関係者の参画と理解・合意の形成

- (1) (中略) また、幼稚園、小学校、中学校及び高等学校等の他の学校へ併置する際、学校設置者が異なる場合、学校運営や施設管理上の弊害が生じないよう、企画の段階から密に連携して計画することが重要である。

### ◆障害種別の対応

特別支援学校施設整備指針において、障害の状態や特性等に応じ、幼稚部、小学部、中学部及び高等部の各部に応じた施設環境とすることの重要性を追記。また、そのほか、各障害種に応じた記載を充実。

#### 特別支援学校施設整備指針

##### 第1章 総則

##### 第1節 特別支援学校施設整備の基本的方針

##### 3 健康的かつ安全で豊かな施設環境の確保

幼児児童生徒の学習及び生活の場として、また、教職員の働く場として、日照、採光、通風、換気、室温、音の影響等に配慮した良好な環境を確保することが重要である。特に幼児児童生徒の障害の状態や特性等に配慮しつつ、その健康の保持増進に配慮した快適な空間とするとともに、十分な防災性、防犯性など安全性を備えた安心感のある施設環境を形成することが重要である。

また、幼児児童生徒の障害の重度・重複化、多様化に対応するとともに、幼児児童生徒がゆとりと潤いをもって学校生活を送ることができ、他者との関わりの中で豊かな人間性・社会性を育成することができるよう、生活の場として快適な居場所を計画することが重要である。

### ◆特別支援教育における ICT の活用と個別最適な学びと協働的な学びへの対応

特別支援学校施設整備指針において、交流及び共同学習の推進や災害時も含めた情報保障の観点から、情報端末や無線 LAN の整備など、ICT を日常的に活用できる環境整備の重要性等を追記。また、このほか、各種障害種に応じた機器への対応、地域の小・中学校等との交流及び共同学習への対応、複数の端末からの一斉接続の想定、発達段階に応じた家具の採用等について追記。

#### 特別支援学校施設整備指針

##### 第1章 総則

##### 第2節 特別支援学校施設整備の課題への対応

##### 第2 幼児児童生徒の主体的な活動を支援する施設整備

##### 3 ICT 情報環境の充実

- (1) 幼児児童生徒の主体的な活動及び学習を支え、自然災害や感染症等の要因によって幼児児童生徒が取り残されることのないよう、情報活用能力（情報技術を手段として活用する力を含む）の育成や、校務の情報化に資するため、無線 LAN の整備など、ICT を日常的に活用できる環境を整備するとともに、障害の特性等に応じた災害時も含めた情報保障を図るよう計画することが重要である。その際、校内のどこでも ICT 環境を活用できるよう計画することが重要である。
- (2) 小・中学校等との交流及び共同学習に必要な ICT 設備の活用に対応した計画とすることが重要である。また、地域の小・中学校の ICT 設備の整備の参考となるような計画であることが望ましい。

#### ◆医療的ケアへの対応

特別支援学校及び幼稚園や小・中・高等学校等の学校施設整備指針において、医療的ケアの実施体制を踏まえた動線や空間等を計画すること等の重要性を追記。また、そのほか、機器の消毒・管理、薬剤管理のための保管庫、水栓、流し等の設備、経管栄養などのスペースの確保等について追記。

#### 特別支援学校施設整備指針

##### 第1章 総則

##### 第2節 特別支援学校施設整備の課題への対応

##### 第3 安全でゆとりと潤いのある施設整備

##### 2 健康に配慮した施設

- (2) 幼児児童生徒の障害の状態や特性等に配慮しながらその心と体の健康を支えるため、保健衛生に配慮した計画とすることが重要である。特に、重度の障害があったり、医療的ケアに必要な幼児児童生徒について医療の専門的な見地からも十分配慮した衛生的な環境を計画することが重要である。

##### 第3章 平面計画

##### 第1 基本的事項

##### 2 動線等

- (4) 医療的ケアを行う場合には、その実施体制を検討した上で、それらを踏まえた動線等となるよう十分配慮した計画とすることが重要である。

##### 第8章 設備設計

##### 第3 電力設備

##### 1 コンセント

- (1) 各室・空間におけるコンセントの種類、規格、数等は、当該各室・空間に

おける電力を使用する機器や医療的ケアに必要な機器、冷暖房設備、加湿設備等の種類、数、使用電力量等を適切に把握するとともに、将来における各室・空間の使用方法等の変更にも対応できるよう設計することが重要である。特に、複数の幼児児童生徒が同時にコンセントを使用することを想定した計画とすることが重要である。

#### ◆自立と社会参加への対応

特別支援学校施設整備指針において、障害のある幼児児童生徒が、自立や社会参加に向け、困難の克服等に主体的に取り組むことを支援できる施設環境づくりを行う重要性等を追記。また、このほか、寄宿舎について自立と社会参加に向けた訓練という観点から施設機能を設定すること等について追記。

#### 特別支援学校施設整備指針

##### 第1章 総則

##### 第2節 特別支援学校施設整備の課題への対応

##### 第2 幼児児童生徒の主体的な活動を支援する施設整備

##### 2 自立活動の推進のための施設

- (1) 幼児児童生徒の障害の状態及び発達の段階や特性等を考慮しつつ、個々の幼児児童生徒が自立や社会参加を目指し、施設・設備・機器等を活用しながら、障害による学習上又は生活上の困難を主体的に改善・克服するための自立活動に必要な施設環境を計画することが重要である。

#### ◆関係機関の連携強化による切れ目ない支援への対応

特別支援学校施設整備指針において、家庭及び地域並びに関係機関との連携の強化、特別支援学校のセンター的機能等による他の学校との連携に対応した計画とすることの重要性を追記。また、そのほか、相談対応・情報提供等のためのICT活用や、聴覚障害の教育相談に対応した遮音性・吸音性のある室の計画、保護者や地域住民、関係機関等との連携のための休憩・談話等の空間の計画について追記。

#### 特別支援学校施設整備指針

##### 第1章 総則

##### 第2節 特別支援学校施設整備の課題への対応

##### 第1 特別支援教育を推進するための施設整備

##### 2 センター的機能を推進するための施設

- (1) 特別支援学校が地域の小・中学校等の要請に応じて支援などを行う地域の特別支援教育のセンター的機能を果たすため、関係機関との連携も踏まえ

つつ、地域や学校等の実情に応じて必要な施設環境を整備することが重要である。

◆特別支援教育を担う教職員のための施設面での対応

特別支援学校施設整備指針において、教職員が働きやすい計画とすること、医療的ケア看護職員等のスタッフのためのスペースを考慮した空間を計画すること等の重要性について追記。

特別支援学校施設整備指針

第3章 平面計画

第9 管理関係室

2 教職員諸室

- (1) 学校規模や教職員数に応じ、校務、教務等の執務内容や各種教材等の保管、PT（理学療法士）、OT（作業療法士）、ST（言語聴覚士）等の外部の専門家、医療的ケア看護職員、情報通信技術支援員、特別支援教育支援員、教員業務支援員等の支援スタッフのためのスペースを考慮し、必要な規模の空間を計画することが重要である。

第4章 各室計画

第9 管理関係室

1 共通事項

- (3) 教職員の働く場として、障害のある教職員も含め、ゆとりの感じられるような面積、形状等とすることが重要である。

◆災害時の福祉避難所等としての役割を踏まえた対応

特別支援学校施設整備指針において、災害時に福祉避難所としての役割を十分に発揮するための異なる行政機関の連携や、地域のニーズを踏まえた必要な機能を計画することの重要性を追記。

特別支援学校施設整備指針

第1章 総則

第2節 特別支援学校施設整備の課題への対応

第3 安全でゆとりと潤いのある施設整備

3 地震、津波等の災害に対する安全性の確保

- (6) 特別支援学校が福祉避難所としての役割を担う場合には、高齢者、障害者、妊産婦等の要配慮者のニーズを踏まえ、その円滑な利用の確保や支援体

制の整備等に必要となる機能を計画することが重要である。その際、災害の状況によっては幼児児童生徒が安全のために校内に留まることや、そのまま避難生活を送ることも想定した計画とすることが重要である。

また、学校設置者と学校に在籍する幼児児童生徒の居住地の行政機関が異なる場合は、避難者の受け入れ等に際して弊害が生じないように、両者の連携の下、防災担当部局が中心となって、避難所としての位置付けの整理や必要な機能の計画をすることが重要である。

#### ◆生涯学習、保護者・地域住民等との関わり

特別支援学校施設整備指針において、保護者や地域住民の利用を考慮し、使いやすく学校との関わりが持ちやすい計画とすること、地域の障害者の生涯学習の拠点として計画することの重要性について追記。

#### 特別支援学校施設整備指針

##### 第1章 総則

##### 第1節 特別支援学校施設整備の基本的方針

- 4 地域の生涯学習やまちづくりの核として地域と連携した施設環境の整備  
(中略) 障害者等の学習・相談等の場、障害のある幼児児童生徒への理解を深めるための場、地域住民の生涯にわたる学習の場、さらに、まちづくりの核として、地域住民等と関わりの持ちやすい計画とし、地域と連携した施設環境を整備することが重要である。

##### 第3章 平面計画

##### 第7 地域との連携・学校開放のための空間

##### 1 共通事項

- (1) 学校・家庭・地域社会が連携協力するための情報提供や連絡調整の場のほか、地域の小・中学校等との交流及び共同学習の場、PTA活動の拠点となる場、地域の人々がボランティア活動の拠点として活用する場、総合型地域スポーツクラブの活動の拠点となる場、又は障害者スポーツの拠点となる場等として計画することが重要である。

#### ◆バリアフリー・ユニバーサルデザイン

特別支援学校及び幼稚園や小・中・高等学校等の学校施設整備指針において、バリアフリー化及びユニバーサルデザインの推進に関する記述を充実。学校施設バリアフリー化推進指針にも留意するよう関係性を追記。また、そのほか、性同一性障害や性的指向・性自認（性同一性）に係る幼児児童生徒への対応、視覚障害者誘導用ブロック、屋内運動場の

ステージへのアクセス、スクールバスの発着場の動線計画等について追記。

特別支援学校施設整備指針

第1章 総則

第2節 特別支援学校施設整備の課題への対応

第3 安全でゆとりと潤いのある施設整備

5 施設のバリアフリー対応

- (2) 学校の教育活動への地域の人材の受け入れなど様々な人々の学校教育への参加や、地域住民の生涯学習の場としての利用、地震等の災害時には地域の避難所としての役割を果たすこと等を踏まえ、多様な地域住民が利用することを考慮した計画とすることが重要である。

その際、施設を利用する地域の障害者、高齢者、妊産婦等の意見を聴取し、その利用に配慮した工夫を行うことも有効である。また、施設の整備後も、利用の状況を考慮し、最適な環境づくりのために継続して見直しを検討することが有効である。

◆特別支援学校の教室不足への対応

特別支援学校施設整備指針において、特別支援学校の教室不足への対応のための計画的な施設整備の重要性を追記。

特別支援学校施設整備指針

第1章 総則

第3節 特別支援学校施設整備の基本的留意事項

1 総合的・長期的な視点の必要性

(3) 総合的な視点からの計画策定

- ② 増築、改築、改修等の場合においても、中・長期的な学校施設整備方針・計画、幼児児童生徒数の動向、新たな課題への対応を踏まえ、学校施設の有効活用も含め、計画的に実施することが重要である。

### 3. 特別支援教育を支える学校施設整備を推進していくための方策

第2章で示した、特別支援教育を巡る状況等を踏まえた施設の在り方を受けて、着実に学校施設の整備を推進していくため、文部科学省においては、本報告書取りまとめ後速やかに各学校施設整備指針を改訂し、各学校設置者に周知を図ることが重要である。

また、障害のある子供と障害のない子供が共に学ぶ場、多様な学びの場の整備や、一人一人の教育的ニーズに応じた教育を支えるための施設の充実など、特別支援教育を巡る状況等を踏まえた施設の具体的なイメージや室・空間の工夫などをわかりやすく示していくことが重要であり、そうした学校施設の計画・整備の事例を整理し、各学校設置者に周知を図ることが重要である。この際、学校種や、障害種毎の特性、既存施設の改修による工夫、施設整備の財源の工夫等の情報も整理することが有効である。

さらに、特別支援学校の教室不足について、国において令和2年度から6年度までを「集中取組期間」として設定し、特別支援学校の用に供する既存施設の改修事業について国庫補助の算定割合の引き上げを行っているところ、各学校設置者においては、当該期間において教室不足解消のための集中的な取組を進めることが求められている。このような取組をはじめ、特別支援教育を行う学校施設の計画的な整備を図る観点から、国庫補助や地方財政措置など、学校施設の整備に有効に活用できる財政支援の仕組みについて積極的に周知を図り、活用を促進していくことが重要である。